

洞爺湖有珠山ジオパークの活動に関連するSDGsの項目

<p>1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p> <p>1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済・社会・環境のショックや災害への暴露や脆弱性を軽減する。</p> <p>メモ:当地域の減災教育が該当。GNのネットワーク活動で減災のノウハウを普及することで、国際的にも取組める項目</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シナジー、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>メモ:ESDの活動がここに該当</p>	<p>8 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用および働きがいのある人間らしい仕事を推進する</p> <p>8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隸制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。</p> <p>メモ:GGNのガイドライン(貴重な岩石・鉱物の取引・販売の禁止)を順守することで寄与</p> <p>8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・商品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。</p> <p>メモ:戦略性のある持続可能なツーリズムの実施により取組み可能</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する</p> <p>10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に問わなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p> <p>メモ:女性参画の促進、アイヌ文化を紹介することで取組みが可能</p> <p>10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。</p> <p>メモ:さまざまな関係者の参画促進で取組みが可能</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする</p> <p>11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。</p> <p>メモ:当地域の減災文化が最も寄与できる項目</p> <p>11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>メモ:ユニバーサルデザインの導入で取組み可能</p> <p>11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。</p> <p>メモ:防災行政との連携により取組む項目</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p> <p>12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。</p> <p>メモ:田舎暮らしや、ESDの流れで実施</p> <p>12.b 雇用創出、地方の文化振興・商品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。</p> <p>メモ:戦略性のある持続可能なツーリズムの実施により取組み可能</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p> <p>13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。</p> <p>メモ:自然災害に対する強靭性は火山減災を含むものであり、取組み可能。ESDも該当。</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止・逆転、生物多様性損失の阻止を図る</p> <p>15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。</p> <p>メモ:環境省と連携した保全がここに該当</p> <p>15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な效益をもたらす山地生態系の機能を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。</p> <p>メモ:有珠山の森の生態系の教育普及がここに該当</p> <p>15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行ふ。</p> <p>メモ:帰化植物の駆除などに取り組むことで実施可能</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>17.3 複数の財源から、開発途上国そのための追加的資金源を动员する。</p> <p>メモ:GGN会費がこの目的でユネスコ資金として充当</p> <p>17.16 全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。</p> <p>メモ:GGNの活動がこの項目に該当</p> <p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p> <p>メモ:地域のパートナーシップがこの項目に該当</p>